

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市中途失明者社会適応訓練事業
発 注 課	保) 障がい保健福祉部 身体障害者更生相談所（視聴覚障がい者情報センター）
選 定 事 業 者	公益社団法人 札幌市視覚障害者福祉協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 当事業は中途失明者が抱えている不安の解消と今後の生活の方途を自身で見出すため、必要な助言・指導及び自立生活に必要な基礎的訓練を早期に行うことで中途失明者の社会適応を図ることを目的として行うものである。 当事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、 1 視覚障がい者が安心して訓練するための安全配慮や指導、説明ができる豊富な知識と経験を有していること 2 訓練を受ける視覚障がい者が容易に理解できるような配慮や工夫能力を持っていること があげられる。 当該事業者は、障害者総合支援法第5条の同行援護等の障害福祉サービスも行う、視覚障がい者自らが主体的に運営する市内唯一の公益社団法人である。 また、当事業の実施に係る、訓練を行う視覚障害生活訓練専門職として、国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科視覚障害生活訓練専門職員養成課程を修了した職員を有し、これまでも豊富な知識と経験、専門的技術を活かし、中途失明者が安心して訓練できるように、個々の障がいに合わせた安全配慮や工夫をした業務の履行実績がある。 以上から、当事業を実施するにあたり必要とされる上記条件1、2を満たす事業所は当該事業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、当該事業者との特定随意契約といたしたい。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和3年2月8日